

## 委託業務等成績評定要領

### (目的)

第1 この要領は、測量・地質調査、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務の成果が、公共工事の品質に重要な役割を果たすものであることにかんがみ、福島県土木部の所掌する委託業務等の成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等及び技術者の適正な選定並びに指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2 この要領において評定の対象となる委託業務等（以下「委託業務等」という。）は、次の各号に掲げる業務をいう。

- 一 測量作業共通仕様書及び用地測量等共通仕様書に定める測量作業業務委託
- 二 設計業務委託共通仕様書に定める設計業務及び計画業務
- 三 地質調査共通仕様書に定める調査業務委託
- 四 港湾・漁港設計委託共通仕様書（案）に定める設計業務委託
- 五 用地調査等業務共通仕様書及び避難指示区域において実施する用地調査等業務共通仕様書に定める用地調査等業務委託
- 六 CM業務共通仕様書に定めるCM業務
- 七 用地補償総合技術業務共通仕様書に定める用地補償総合技術業務委託

2 評定は、原則として1件の契約金額が400万円以上のものを対象とする。ただし、用地調査等業務委託については、1件の契約金額が100万円以上のものを対象とする。

### (評定者)

第3 委託業務等の評定者（以下「評定者」という。）は、用地調査等業務委託及び用地補償総合技術業務委託を除き次のとおりとし、原則として評定者の重複は避けるものとする。

#### 一 第1評定者

- (1) 所属事務所担当監督員及び担当主任主査又は主査
- (2) 本庁担当監督員又は主査

#### 二 第2評定者

- (1) 所属事務所担当課長（土木事務所業務課長）及び部長又は次長（土木事務所長）
- (2) 本庁副課長相当職又は主任主査

#### 三 第3評定者検査員（業務委託検査実施要綱第3条による。）

2 用地調査等業務委託及び用地補償総合技術業務委託の評定者は、次のとおりとし、原則として評定者の重複は避けるものとする。

- 一 第1評定者所属事務所担当監督員
- 二 第2評定者主任主査又は主査
- 三 第3評定者所属事務所用地担当課長

(評定の方法)

第4 評定は、委託業務等ごとに各評価項目について、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、様式第1の委託業務等成績評定表（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

(評定の時期)

第5 評定の時期は、第1評定者及び第2評定者については委託業務等が完成した時、第3評定者については委託業務等の検査を実施した時にそれぞれ行うものとする。

(評定表の提出等)

第6 公所長の決裁後、第3評定者は所属公所の評定関係事務担当課長に提出するものとする。なお、公所長は准公所が所掌する委託業務等の第1評定及び第2評定を当該准公所長に専決処理させることができる。評定関係事務担当課長は、検査日から30日以内に評定表等の写しを契約権者へ提出するものとする。評定表等は評定関係事務担当課長において保管するものとする。

2 評定関係事務担当課長は、技術管理課から送付された評定表データベース入力フォームに評定点を入力し、返送するものとする。

(評定の結果の通知)

第7 契約権者は、評定関係事務担当課長から評定表等の提出があったときは、当該委託業務等の受注者に対して、評定の結果を別記様式第1により速やかに通知するものとする。

(評定の修正)

第8 契約権者は、第7の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 契約権者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該委託業務等の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第9 当該委託業務の受注者は、第7又は第8第2項による通知を受けたとき

は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、契約権者に対して評定点の内容について説明を求めることができる。

- 2 契約権者は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

#### 附則

- 1 この要領は、平成17年11月1日から施行し、平成17年11月1日以降に完成する委託業務等から適用する。
- 2 「委託業務成績評定実施要領」（平成5年4月1日）は、廃止する。
- 3 この要領は、平成19年10月1日から施行し、平成19年10月1日以降に完成する委託業務等から適用する。
- 4 この要領は、平成23年8月1日から施行し、平成23年8月1日以降に竣工検査を受検する委託業務等から適用する。
- 5 この要領は、平成27年3月23日から施行し、平成27年3月竣工検査実施分より適用する。
- 6 この要領は、令和2年4月1日から施行し、令和2年4月1日以降に竣工検査を受検する委託業務等から適用する。
- 7 この要領は、令和2年9月18日から施行し、令和2年9月18日以降に完了する委託業務等から適用する。